

市町村と一緒に
あなたの創業を応援します。

市町村提携創業保証

※対象となる市町村は裏面に記載

創
そう

あなたのチャレンジを支えます



保証料 **0** の創業者向け保証制度

対象者

新たに事業を開始する計画を有する方

創業して5年未満の個人及び会社

※但し、裏面の市町村に住所を有する方

融資金額

運転資金・設備資金

500万円以内

保証料

お客様の
保証料負担は

ゼロ

貸付金利

固定

年1.55%

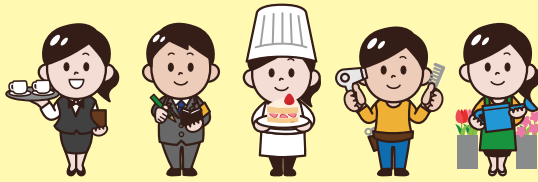
“保証料ゼロ”を実現！お客様から借入時の保証料はいただきません！
創業計画段階から既に事業を開始している方までご利用いただけます！
創業前から創業後まで全面的にバックアップします！



SHIMANE
GUARANTEE

島根県信用保証協会

市町村提携創業保証



対象市町村

浜田市、出雲市、益田市、大田市、
安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、
飯南町、川本町、美郷町、邑南町、
津和野町、吉賀町、西ノ島町、知夫村、
隠岐の島町、海士町

※松江市の取扱いはR7年度をもって終了しました

融資対象者	対象市町村に登録上の本店を有する法人又は住居がある個人で、次のいずれかの要件に該当する中小企業者 ・1か月以内(会社設立の場合は2か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有する方 ・事業を開始して5年未満の方
資金使途	事業資金(運転資金および設備資金)
貸付金利	年1.55%(固定)
担保	不要
保証金額	最大500万円
保証期間	10年以内
返済方法	均等分割返済(1年以内の据置可)
保証料	借入時のお客様のご負担はありません ※但し、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用することで生じる信用保証料の上乗せ部分、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料についてはお客様負担となります
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
取扱期間	令和9年3月31日(貸付実行分まで)

詳しくは、こちらまでお問い合わせください。

市町村・金融機関使用欄



SHIMANE
GUARANTEE

島根県信用保証協会

<https://www.shimane-cgc.or.jp/>
ホームページ / 経営支援事例をwebで公開中



本店営業部 〒690-8503 島根県松江市殿町105番地
TEL. 0852-22-2837 FAX.0852-22-3075 E-mail: hosyo@shimane-cgc.or.jp

出雲支店 〒693-0012 島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地
TEL. 0853-21-4998 FAX.0853-21-4858 E-mail: izumo@shimane-cgc.or.jp

浜田支店 〒697-0027 島根県浜田市殿町83番地50
TEL. 0855-22-0833 FAX.0855-22-3309 E-mail: hamada@shimane-cgc.or.jp

益田支店 〒698-0026 島根県益田市あけぼの本町10番地6
TEL. 0856-22-4567 FAX.0856-22-4568 E-mail: masuda@shimane-cgc.or.jp